

奨学金を大学入学科に→保護費減額なお

生活保護の家庭で育つ高校生にとって、奨学金は頼みの綱だ。厚生労働省の運用ルール見直しによって塾に通える可能性が広がるが、なお課題も残る。▼1面参照

高校生の学用品代や部活動費、制服購入費などは、生活保護費の一つの「就学費」として一定額支給される。ルール変更の陰には高校生からの訴えもあった。

福島市の県立高校2年の女子生徒(16)は大学進学を望んで奨学金を塾代などにも使おうとしたが、市が奨学金を収入と認定。1年時に受け取った14万円分が保護費から差し引かれた。生徒側は昨年6月、福島県に不服審査を請求したが棄却。厚労省に再請求した結果、同省が今年8月に「市の判断過程が不適切」として収入認定の取り消しを裁決した。母親は「奨学金は娘が学業のために努力して手にしたもの。そもそも収入認定してきたのがおかしい」と話す。

高知市の県立高校1年の男子生徒(16)は、県から月1万8千円の奨学金を借りている。3年分の部活代や塾代などを試算したら就学費を約65万円上回ったためだが、市は9月、「奨学金と併用できない」として4月以降に支給した就学費の返還を求めた。市は「使用道の聞き取りが不十分だった」として、返還について再検討する方針という。

一方、奨学金を大学や専門学校を受験料や入学科に使う場合は、その分の保護費が減額される。厚労省は昨年4月からアルバイト代のみ減額の対象外とし、「アルバイトは就労意欲の喚起や自立の助長につながる」と考えられ、例外的に収入除外としている「(担当者)と説明する」。

関西国際大学の道中隆教授(社会保障論)は「塾代を認める一方、大学の受験料や入学科を認めないのは整合性がとれない。子どもの権利や教育の機会保障との視点で一歩踏み込んだ対応が必要だ」と指摘する。

(中塚久美子、久永隆)